



金 沢 市 公 報

号外第 1 1 号

令和8年(2026年)3月5日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第2号)	
(監査事務局)	1

監 査 公 表

◎金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和8年3月5日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎

監 査 第 1 4 8 号
令和8年3月4日
(2026年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和8年1月5日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

令和8年1月5日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 条例規定経費は政務活動費の経費

金沢市の政務活動費の経費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）で定められている経費である。

条例第8条第2項の規定により、条例別表（第8条関係）の各項目に対応する内容規定経費が政務活動費

の経費である。

イ 政務調査費の経費は、政務活動費の経費ではない

政務活動費の法規定に係る国会審議において、政党活動、後援会活動及び私的活動などの議会の議員としての活動ではない活動経費は政務活動費交付条例の経費の対象ではないと確認されているから、平成24年自治法改正前の政務調査費の経費であった政務調査費使途基準表の項目の内容規定経費は条例規定の政務活動費の経費ではない。政務調査費の経費は平成24年自治法改正後の条例規定の政務活動費の経費ではない。

条例第10条第1項規定の『政務活動費に係る収入及び支出の報告書』の『収入』は、条例第8条第1項規定で『交付する』政務活動費の金額であり、収支報告書の『支出』は条例第13条規定の『政務活動費に係る支出』の『合計』金額である。加えて、政務活動費を充てることができない経費は、条例の別表（第8条関係）の備考2規定の『使途不明の支出に係る経費』を含む9項目であるゆえに、政務活動に要する経費ではないと分かる支出に加え『使途不明の支出に係る経費』支出にも政務活動費を充当することはできず、『使途不明の支出に係る経費』支出に充当した当該政務活動費は条例第13条規定の『当該残余の額に相当する』政務活動費であるから、当該政務活動費は不当利得政務活動費であり、市長は当該不当利得政務活動費の返還を命ずることができる。

条例第8条第2項は、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と定めているゆえに、条例別表（第8条関係）の各項目に対応する内容規定経費は政務活動費の経費を規定しているし、条例別表の備考2で規定する9項目の経費は政務活動費の経費ではない。

条例規定とした会派共用費は、別表（第8条関係）1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費支出であると分かる当該支出に係る事実を証する書類を本件各議員は議長提出していないし、手引き15頁の※2記載の「会派共用費概算払」の規定は精算を必要とする特例支出の定めであって、条例の会派共用費項目の内容規定と違う定めであるゆえに、手引き※2の定めは使途不明の支出に係る経費に該当する経費規定であり、会派共用費の概算払支出の実態は条例規定の政務活動費を充当することができない経費となるから、条例規定とした会派共用費規定は無効である。

条例規定の共通経費は、従前の政務調査費使途基準表の項目の内容規定に例示規定されていた費用であるゆえに、共通経費として議長提出した書類で政務調査費の経費と分かるから、政務活動に要する経費である条例規定の項目の内容規定経費ではなく、条例規定とした共通経費規定も無効である。

また、条例第10条第1項の規定により、証拠文書の提出がない場合は、不当利得政務活動費である。

ウ 手引き記載費用は、政務調査費の経費である

手引きは、平成24年自治法改正前の「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成したものであるゆえに、手引きで定めている例示経費は条例規定に基づいて記載した費用ではなく、政務調査費使途基準表の項目の内容の「(主な例)」等々に記載されていた費用である。

「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」ことにした平成24年自治法改正後に、手引き記載費用に政務活動費を充当するとしたことは自治法第100条第14項規定違反であり、手引きの定めは無効である。

手引きで定めている費用は、条例第8条第2項別表規定の政務活動に要する経費ではないゆえに、手引き記載費用に政務活動費を充当する手引き運用支出は条例第8条第2項別表規定違反である。

政務活動費は、手引きの（主な経費）・その他の経費記載費用に政務活動費を充当することができる経費とする定めであるゆえに、当該「支出」は条例規定の政務活動に要する経費の支出ではないから、令和6年度政務活動費出納簿記載支出は条例第13条規定の『政務活動費に係る支出』ではない。

条例第8条第2項別表備考2規定の『使途不明の支出に係る経費』は、『政務活動費を充てることができない経費』であるゆえに、当該支出は条例の『政務活動に要する経費』支出ではなく、手引き記載費用支出であるから、当該政務活動費は不当利得政務活動費で、市長は返還を命ずることができる。

エ 金沢市議会議員の支出は、手引き運用支出である

自ら請求し交付を受けた政務活動費の収入額の総額を超える支出総額を政務活動費収支報告書に記載している議員は、手引き記載費用に政務活動費を充当した手引き運用支出をした証拠であるゆえに、手引き記載費用に政務活動費を充当している議員であるから、政務活動に要する経費である条例規定の別表の項目の内容規定経費に政務活動費を充当したのではなく、当該議員は当該政務活動費を不当利得している。

令和6年度政務活動費収支報告書において、交付された政務活動費の収入総額を超える支出総額を記載し

ている議員は、玉野道議員、野本正人議員、森一敏議員、新谷博範議員、北幸裁議員、福田太郎議員、熊野盛夫議員、麦田徹議員、高誠議員、喜多浩一議員の10議員である。

本件各議員の支出は、手引き記載費用に政務活動費を充当する手引き運用支出をしたゆえに、政務活動に要する経費の支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないから、政務活動費出納簿の支出欄記載経費は政務調査費の経費である。

オ 本件各議員の会派共用費及び共通経費の支出は、不当利得である

条例規定の会派共用費及び共通経費の経費支出は、政務活動に要する経費の支出であると分かる証拠書類を議長提出する必要がある。

手引きが定めている費用である「会派共用費」及び「共通経費」は、条例規定の政務活動に要する経費の項目ではないから、証拠書類を議長提出できていない。よって、会派共用費支出及び共通経費支出として政務活動費出納簿に記載して充当した政務活動費は目的外支出の違法支出の政務活動費である。また、本件各議員は当該各充当政務活動費を法律上の理由がなく不当利得している。

カ 本件各議員は、悪意の受益者である

本件各議員は、手引きが定める経費が自治法改正前の政務調査費使途基準表の項目の内容に規定されていた例示経費であり、条例規定違反の目的外支出の違法支出であることを知っている。

法律上の原因がないことを知っている民法第704条規定該当の不当利得者であるから、返還期日には当該不当利得の各金額に民法第404条規定の年3%加算した金額を加えて返還する必要がある。

キ 福田太郎議員の支出

ア) 調査研究費の支出

福田太郎議員の政務活動費出納簿には調査研究費として269支出が記載されており、うちタクシー代は247支出である。タクシー代支出の政務活動費充当額の合計額46万4,530円は、タクシー代を除く政務活動費充当額36万3,070円よりも多額である。

タクシー代支出は、【政務調査費使途基準】の「研究研修費」項目の「内容」の例示経費の「等」を「その他の例」としたものであるがゆえに、手引き費用は政務調査費の経費であり、その他の例記載費用は当該規則の例示経費の規定でもなかった費用であるから、政務活動に要する経費とするには無理がある。また、タクシー代支出では、条例規定の調査研究費の項目の内容規定経費支出でないゆえに、政務活動費に要する経費と分かる書類を議長提出できない。さらに、手引きの記載例に基づき、福田太郎議員は利用区間・利用目的の記載をしているものの、利用区間も利用目的も記載がなく手引きの定め違反する「帰り」及び「？」記載のタクシー代支出が10件ある。

また、駐車料金は「利用目的記載がない」、会費振込料は「使途不明の支出経費」であるため条例規定違反であり、祝賀会会費、フォーラム参加費、入場料の各費用は手引きの調査研究費の（主な支出）その他の例に記載がないゆえに手引き記載費用の支出でもない。

イ) 広報費の支出

広報費支出は23支出であり、政務活動費充当額が22万960円である。

広報費支出の問題点は、手引き11頁記載の広報費の費用ではなく、また、「HPF利用料、ハガキ購入代金、切手シート購入代金及び定額郵便料金」の各支出も政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないことである。ゆえに、広報費支出の金額は不当利得政務活動費である。

ウ) 会議費の支出

会議費支出は13支出で、政務活動費充当額が7万4,000円である。

会議費支出のうち、「参加費」の問題点は、手引き12頁の（主な例）記載「参加費」の支出であるゆえに、条例規定の「政務活動に要する経費」の内容規定経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないことである。また、福田太郎議員は収支報告書の会議費の備考欄に「参加費」と記載しているが、同議員の参加費は、懇親会が主目的であると分かる書類を議長提出している。よって、福田太郎議員の会議費支出は、条例規定の参加費支出ではないゆえに、同議員が充当した政務活動費は不当利得政務活動費である。

エ) 資料購入費の支出

資料購入費支出は13支出で、政務活動費充当額は7万800円である。

資料購入費支出の問題点は、下記のとおりである。「北國新聞朝夕刊セット」支出は、手引き13頁の資

料購入費の（主な例）記載の「新聞雑誌購読料」であるゆえに、当該支出は手引き運用支出であるから、条例規定の資料購入費支出ではない。「現代美術展80回の軌跡」購入費支出書面は、条例規定の政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類ではない。よって、福田太郎議員の資料購入費支出は、条例規定の支出ではないゆえに、同議員が充当した政務活動費は不当利得政務活動費である。

(オ) 人件費の「事務員手当」支出

人件費支出は12支出で、政務活動費41万2,000円を充当した。

人件費支出の問題点は、手引き13頁の人件費の（主な例）で定める「手当」であること、福田太郎議員が議長提出した手引き記載の「職員雇用台帳（附属様式5）」及び「業務日誌（附属様式6）」だけでは同議員の政務活動補助職員雇用経費支出であると分からないことに加えて、「業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。」とゴシック記載の定めがあるにもかかわらず、同議員の記載はどのような政務活動であるか分からない抽象的な「資料整理・PC業務」等の記載であり、手引きの定め違反する記載であるから、手引き記載費用の人件費でもない。

(カ) 事務所費の支出

事務所費の支出は34支出で、政務活動費13万300円を充当した。

事務所費支出の問題点は、下記のとおりである。ダスキンへの支出、電気料金、固定電話料金及びテレビ利用料は、支出証拠書類の記載にて福田太郎議員の自宅で使用している費用であることが分かるゆえに、同議員の私的な経費支出であって、政務活動に要する経費の支出でないから、当該各支出として充当した政務活動費は不当利得である。

また、ラベル・インクリボン、事務用品及びネームラベルの購入代金は、手引きその他の例記載の「・その他の雑費（事務用品、消耗品等）」であるゆえに、同議員は当該各支出が政務活動に要する経費であると分かる証拠書類を議長提出していないから「議員が行う活動のための必要な事務所の設置及び管理に要する経費」支出ではなく、当該各支出に充当した政務活動費は不当利得である。

(2) 措置請求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、令和6年度に本件各議員自らが請求して政務活動費の交付を受けた政務活動費を手引きに定められている費用に政務活動費を充当したゆえに、本件各議員が条例及び手引きを知らずに充当した政務活動費は民法第704条規定の悪意の受益者の不当利得であることから、福田太郎議員に対し192万円の金額、喜多浩一議員に対し59万6810円の内額、新谷博範議員に対し57万7434円の内額、麦田徹議員に対し55万3399円の内額、熊野盛夫議員に対し46万671円の内額、野本正人議員に対し43万5997円の内額、高誠議員に対し35万7287円の内額、玉野道議員に対し31万9355円の内額、森一敏議員に対し20万4936円の内額及び北幸裁議員に対し13万1292円の内額に民法所定の年3%の割合による遅延損害金を加えて支払うように、市長が各議員に請求することを求める。

よって、自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 第百八十回国会 衆議院総務委員会議録 第十五号
- (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- (3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き 22頁以降は省略
- (4) 新谷博範議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (5) 玉野道議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (6) 森一敏議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (7) 福田太郎議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (8) 粟森慨議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (9) 北幸裁議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (10) 喜多浩一議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (11) 熊野盛夫議員の令和5年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- (12) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号118番等支出に係る事実を証する書類
- (13) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号1番等支出に係る事実を証する書類
- (14) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号56番等支出に係る事実を証する書類

- (15) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号9番支出に係る事実を証する書類
- (16) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号80番支出に係る事実を証する書類
- (17) 福田太郎議員の政務活動費出納簿領収書番号486番等支出に係る事実を証する書類
- (18) 福田太郎議員の政務活動費出納簿の会議費支出に係る事実を証する書類
- (19) 福田太郎議員の政務活動費出納簿の資料購入費支出に係る事実を証する書類
- (20) 福田太郎議員の政務活動費出納簿の人件費支出に係る事実を証する書類
- (21) 福田太郎議員の政務活動費出納簿の事務所費支出に係る事実を証する書類

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の高村佳伸委員及び森一敏委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

令和8年1月5日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月27日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象課

請求人の請求内容から判断し、令和6年度政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示している支出が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象課については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

会派共用費は、自治法第100条第14項規定において条例で定めなければならないとの規定に改正されたゆえに、手引き費用である会派共用費「概算払」は条例の政務活動に要する経費の会派共用費の内容規定には「概算払できる」との規定を規定していないし、条例別表の備考2の⑧に該当する自治法第100条第14項規定違反であり、法規定に抵触している『経費』であるから、手引き記載の会派共用費概算払支出は法律の原因がない支出である。会派共用費「概算払」は政務活動を充てることができない不当利得政務活動費である。

共通経費は、手引き記載費用の定めにおいて、「※ 1共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外計上できません。」との記載があるゆえに、当該記載は、当該（例）に掲げる5つの経費以外にも「議員が行う活動に共通して必要な経費」があるから、条例規定である政務活動に要する経費である共通経費の内容規定の当該内容に該当する経費は特定することができない規定であって、規定としては不備な規定で、「議員が行う活動」経費が当該「5つの経費」以外にもあることを認めている定めである。共通経費項目の内容の定めは、条例別表の備考2規定の『用途不明の支出に係る経費』の証拠であるゆえに、手引き記載費用は政務活動費を充てることができない経費である。

〔新たに提出された証拠書類〕（事実証明書の追加）

- (22) 福田太郎議員令和6年度政務活動費 調査研究費
「利用区間 利用目的」記載のないタクシー代
- (23) 福田太郎議員令和6年度政務活動費 調査研究費 タクシー代の「利用目的」
- (24) 福田太郎議員令和6年度政務活動費 調査研究費 深夜帰宅タクシー代

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

令和8年2月6日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 運用の手引きの合理性について

本市の政務活動費は、金沢市議会議員が、市政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、条例第8条に定める経費の範囲内で、「運用の手引き」で定める使途基準に従って執行することとなっており、この手引きの合理性については、過去の判例でも認められているところである。

(2) 金沢市議会の政務活動費における使途基準

自治法第100条第14項では、充当できる経費の範囲を条例で定めなければならないとしている。条例の制定や法律の解釈などは地方自治体の自己責任と自主決定に委ねられており、条例及び規則等において、如何なる規定を定めるかは、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあるものと考えている。

条例第8条第2項では、『政務活動費は、別表 に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と規定したうえで、調査研究費をはじめとする12の項目を別表に掲げ、どのような経費が政務活動費に該当するかを定めている。ただ、条例中に具体的な例示を含めて規定することは困難なため、「運用の手引き」に使途基準の具体的な例示を行っている。しかしながら、手引きにおいても全ての経費を網羅することは不可能であり、議員が政務活動を進める上で想定される典型的な使途を記載しているものであり、条例や手引きに個別具体的に例示されていない経費であっても、議員の調査研究その他の活動に資するものであれば、「運用の手引き」の例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(3) 請求人の主張に対する考え方について

ア 政務活動費の収入額を超える支出を計上している議員について

政務活動費の収入額を超える支出を計上している議員は不当利得を得ているとする主張については、列挙されている議員10人に限らず、交付された政務活動費の金額を超えて活動を行うことを禁じる規定はなく、このことをもって不当利得であるとする請求人の主張は、あたらないと考えている。

イ 会派共用費及び共通経費について

次に「会派共用費」及び「共通経費」については、「政務活動に要する経費である」とわかる書類を議長に提出していないから目的外の違法支出である」との主張については、会派及び各議員から収支報告書や出納簿等が提出されており、適正に処理されていると考えている。

ウ 福田太郎議員の支出について

調査研究費のタクシー代、年会費、駐車料金等の支出については、「運用の手引き」に定められた関係書類を議長に提出しており、適正に処理されていると考えている。

広報費については、ホームページの管理費、文書発送費用を計上しており、適正に処理をしていると考えている。

会議費については、懇親会、意見交換会等会費を計上しており、適正に処理をしていると考えている。

資料購入費については、いずれも市政との関連性がある議会活動のための経費であり、適正に処理されていると考えている。

人件費については、「運用の手引き」で定める様式にて、雇用を確認しており、また業務内容の記載が著しく抽象的であるとはいえないことから、適正に処理されていると考えている。

事務所費については、議員が行う活動のために必要な事務所の管理に要する経費であり、請求人が指摘している「電気料金」、「電話料金」、「テレビ利用料」などの維持管理費や事務用品費は政務活動費として認められている。また、事務所費全体より政務活動費にあたる経費を按分計上しており、請求人が主張する「私的な経費支出」であるという指摘はあたらないと考えている。

なお、請求人が指摘する一部の経費については、令和7年4月30日の提出日以降、修正されている。

エ 政務活動費の適正な執行について

本請求の対象となっている政務活動費については、それぞれ条例、規則及び運用の手引きに定める規定に則り、各議員の責任のもと、適正に執行されていることから、請求人主張の理由による不当利得返還請求の必要性はないものと考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第2号及び条例第7条第2項の規定により、前金払で政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めることとされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に

係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく令和6年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は令和6年4月1日付けで、本件各議員から交付申請書を受取り、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万円と決定した上で、その旨を同日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して当該議員に通知している。通知を受けた当該議員は、政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

令和6年度分の政務活動費については、令和7年4月30日までに本件各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は令和7年5月31日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。なお、請求人は、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」ことにした平成24年自治法改正後に、手引き記載費用に政務活動費を充当するとしたことは自治法第100条第14項規定違反であり、手引きの定めは無効である。」と主張するが、手引きの内容は、金沢市議会の各会派代表者による代表者の了承を得て、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして作成されたと認められ、その内容を通じてみても、不合理な点は見当たらず、基本的に条例に適合するものとして、条例別表が定める経費の解釈指針として参酌するのが相当である。

本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」（平成17年（行コ）第14号同19年2月9日札幌高裁判決）、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解される

から、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 政務活動費の収入額の総額を超える支出総額を政務活動費収支報告書に記載している議員の支出について

請求人は、「政務活動費の収入額の総額を超える支出総額を政務活動費収支報告書に記載している議員」10名の政務活動費について、「自ら請求し交付を受けた政務活動費の収入額の総額を超える支出総額を政務活動費収支報告書に記載している議員は、手引き記載費用に政務活動費を充当した手引き運用支出をした証拠であるゆえに、手引き記載費用に政務活動費を充当している議員であるから、政務活動に要する経費である条例規定の別表の項目の内容規定経費に政務活動費を充当したのではなく、当該議員は当該政務活動費を不当利得している。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、政務活動費の収入額の総額を超える支出総額を政務活動費収支報告書に記載している議員の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 会派共用費について

請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、その支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「手引きが定めている費用である「会派共用費」は、条例規定の政務活動に要する経費の項目ではないから、証拠書類を議長提出できていない。よって、会派共用費支出として政務活動費出納簿に記載して充当した政務活動費は目的外支出の違法支出の政務活動費である。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、会派共用費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 共通経費について

請求人が違法支出であると主張した共通経費支出について、その支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「手引きが定めている費用である「共通経費」は、条例規定の政務活動に要する経費の項目ではないから、証拠書類を議長提出できていない。よって、共通経費支出として政務活動費出納簿に記載して充当した政務活動費は目的外支出の違法支出の政務活動費である。また、本件各議員は当該各充当政務活動費を法律上の理由がなく不当利得している。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、共通経費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(5) 福田太郎議員の支出について

① 調査研究費について

福田太郎議員は、調査研究費について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還していることから、訂正後の収支報告書等に基づき確認を行った。

請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「駐車料金は「利用目的記載がない」、会費振込料は「使途不明の支出経費」であるため条例規定違反であり、祝賀会会費、フォーラム参加費、入場料の各費用は手引きの調査研究費の(主な支出)その

他の例に記載がないゆえに手引き記載費用の支出でもない。」と主張しているが、手引きで定めている経費は、条例別表が定める経費の解釈指針として参酌するものであることから、請求人の独自の見解である。なお、福田太郎議員は、駐車料金について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還している。また、会費振込料及び祝賀会費については誤って充当した金額を返還している。

また、タクシー代について請求人は、「【政務調査費使途基準】の「研究研修費」の「内容」の例示経費の「等」を「その他の例」としたものであるがゆえに、手引き費用は政務調査費の経費であり、その他の例記載費用は当該規則の例示経費でもなかった費用であるから、政務活動費に要する経費とするには無理がある。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

② 広報費について

福田太郎議員は、広報費について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還していることから、訂正後の収支報告書等に基づき確認を行った。請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、政務活動費として充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「手引き11頁記載の広報費の費用ではなく、また、「HPF利用料、ハガキ購入代金、切手シート購入代金及び定額郵便料金」の各支出も政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していない。ゆえに、広報費支出の金額は不当利得政務活動費である。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。なお、福田太郎議員は、ハガキ購入代金、切手シート購入代金及び定額郵便料金について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還している。

よって、広報費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

③ 会議費について

福田太郎議員は、会議費について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還していることから、訂正後の収支報告書等に基づき確認を行った。

請求人が違法支出であると主張した会議費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「手引き12頁の（主な例）記載「参加費」の支出であるゆえに、条例規定の「政務活動に要する経費」の内容規定経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していない。また、福田太郎議員は収支報告書の会議費の備考欄に「参加費」と記載しているが、同議員の参加費は、懇親会が主目的であると分かる書類を議長提出している。」と主張しているため、資料を確認したところ、全て会議費の資料であると見受けられた。

また、請求人は、「手引き12頁の会議費のその他の例記載費用の「・会議に伴う懇談会の会費」ではないし、懇親会・総会・ビアパーティー・交流会・新年会・賀詞交換会のための支出であるから、当該各支出は手引き記載費用の支出でもない。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

④ 資料購入費について

請求人が違法支出であると主張した資料購入費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「『北國新聞朝夕刊セット』支出は、手引き13頁の資料購入費の（主な例）記載の「新聞雑誌購読料」であるゆえに、当該支出は手引き運用支出であるから、条例規定の資料購入費支出ではない。また、「現代美術展80回の軌跡」購入費支出書面は、条例規定の政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類ではない。よって、福田太郎議員の資料購入費支出は、条例規定の支出ではないゆえに、同議員

が充当した政務活動費は不当利得政務活動費である。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。
よって、資料購入費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

⑤ 人件費について

請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「人件費支出の問題点は、手引き13頁の人件費の(主な例)で定める「手当」であること、福田太郎議員が議長提出した手引き記載の「職員雇用台帳(附属様式5)」及び「業務日誌(附属様式6)」だけでは同議員の政務活動補助職員雇用経費支出であると分からないことに加えて、「業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。」とゴシック記載の定めがあるにもかかわらず、同議員の記載はどのような政務活動であるか分からない抽象的な「資料整理・PC業務」等の記載であり、手引きの定めに違反する記載であるから、手引き記載費用の人件費でもない。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、人件費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

⑥ 事務所費について

福田太郎議員は、事務所費について収支報告書等を訂正し、誤って充当した金額を返還していることから、訂正後の収支報告書等に基づき確認を行った。

請求人が違法支出であると主張した事務所費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。請求人は、「ダスキンへの支出、電気料金、固定電話料金及びテレビ利用料は、支出証拠書類の記載にて福田太郎議員の自宅で使用している費用であることが分かるゆえに、同議員の私的な経費支出であって、政務活動に要する経費の支出でないから、当該各支出として充当した政務活動費は不当利得である。」、また、「ラベル・インクリボン、事務用品及びネームラベルの購入代金は、手引きその他の例記載の「・その他の雑費(事務用品、消耗品等)」であるゆえに、同議員は当該各支出が政務活動に要する経費であると分かる証拠書類を議長提出していないから「議員が行う活動のための必要な事務所の設置及び管理に要する経費」支出ではなく、当該各支出に充当した政務活動費は不当利得である。」と主張しているが、請求人の独自の見解である。

よって、事務所費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(6) その余の主張について

請求人の以下の主張「令和6年度に本件各議員自らが請求して政務活動費の交付を受けた政務活動費を手引き記載費用に政務活動費を充当したゆえに、本件各議員が条例及び手引きを知りながら不当利得した民法第704条規定の悪意の受益者である。」との主張については、請求人の独自の見解であり、上記判断を左右するものではない。

(7) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、令和6年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査において、収支報告書等の訂正がある場合は、訂正後の収支報告書等に基づき確認を行っており、訂正後の支出については不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(8) 結論

以上のとおり、収支報告書等を訂正し返還している事例が見受けられたものの、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

本件請求についての判断、結論は以上のとおりであるが、政務活動費は、本来、議員の調査研究活動の充実を図るとともに、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から手引き等の規定に基づき議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない。

しかしながら、今回、監査対象となった令和6年度政務活動費については、3年連続で収支報告書等を訂正し返還している事例が見受けられた。議員においては、政務活動費に係る条例、規則、手引きを遵守し、市民から

疑念を抱かれることがないよう適切な費用を充当するとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、提出書類を精査し、正確を期さなければならない。また、議会においては、議員から提出された収支報告書等の点検など、更なるチェック体制の強化に取り組みたい。

公金から支出されている政務活動費は、その用途について説明責任を負うものであり、また、市民が理解し納得できるものでなければならない。この手引きは、平成29年以降大幅な見直しが行われていないため、議会においては、近年の社会情勢の変化に適切に対応すべく、改訂することを検討いただきたい。

今後とも政務活動費が有効に活用され、各議員の調査研究活動の更なる充実を通して議会の審議能力が高まり、引き続き市民の負託と信頼に応えるよう強く期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書
— 金沢市長に対する措置請求 —

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の要旨

1 本件条例規定経費は政務活動費の経費

金沢市の政務活動費の経費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）で定められている経費である（事実証明書2）。

本件条例第1条で、『この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする』との『趣旨』を規定し、本件条例第8条で、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を規定しているゆえに、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』本件条例第8条第2項規定の別表の項目の内容規定経費が政務活動費の経費である（同）。

2 政務調査費の経費は政務活動費の経費ではない

平成24年改正の法規定の政務活動費は、本件条例が規定する経費であるゆえに、当該法改正時の国会審議において調査研究その他の活動に資するため必要な経費は議会の議員としての活動経費であることが確認され、議会の議員としての調査研究その他の活動は、政党活動、後援会活動及び私的活動などの議会の議員としての活動ではない活動の経費は、政務活動費交付条例の経費の対象ではないと確認されているから、平成24年法改正前の政務調査費の経費であった政務調査費用途基準表の項目の内容規定経費は本件条例規定の政務活動費の経費ではない（事実証明書1の14頁第1段25行目～最終行目の皆吉委員の答弁及び同頁第2段目の1行目～2行目の当該質問者の冒頭意見参照）。

したがって、本件条例第8条第2項別表で定める政務活動に要する経費である項目の内容規定経費は、政務活動費の経費であるゆえに、平成24年法改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の「用途基準」を金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の「政務調査費用途基準表」の「項目」の「内容」規定の例示経費を政務調査費の経費としていたから、政務調査費の経費は平成24年法改正後の本件条例規定の政務活動費の経費ではない（事実証明書2）。

本件条例第10条第1項規定の『政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）』の『収入』は、本件条例第8条第1項規定で『交付する』政務活動費の金額であり、収支報告書の『支出』は本件条例第13条規定の『政務活動費に係る支出』の『合計』金額である（同）。

加えて、政務活動費を充てることができない経費は、本件条例の別表（第8条関係）の備考2規定の『使途不明の支出に係る経費』を含む9項目であるゆえに、政務活動に要する経費ではないと分かる支出に加え『使途不明の支出に係る経費』支出にも政務活動費を充当することはできず、『使途不明の支出に係る経費』支出に充当した当該政務活動費は本件条例第13条規定の『当該残余の額に相当する』政務活動費であるから、当該政務活動費は不当利得政務活動費であり、市長は当該不当利得政務活動費の返還を命ずることができる（同）。

本件条例第8条第2項は、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとす』と定めているゆえに、本件条例別表（第8条関係）の各項目に対応する内容規定経費は政務活動費の経費を規定しているし、本件条例別表の備考2で規定する9項目の経費は政務活動費の経費ではない（同）。

本件条例別表規定の政務活動に要する経費の項目は、全国市議会議長会が策定した条例案で規定している政務活動費を充てることができる経費は10項目の経費であるが、『所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの』と規定する『11 会派共用費』、及び、『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』と規定する『12 共通経費』の2項目を加えた12項目を規定している（同）。

しかし、本件条例規定とした会派共用費は、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費支出であると分かる当該支出に係る事実を証する書類を本件各議員は議長提出していないし、本件手引き15頁の※2記載の「会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。」との会派共用費の定めは精算を必要とする特例支出の定めであって、本件条例の会派共用費項目の内容規定と違う定めであるゆえに、本件手引き※2の定めは『使途不明の支出に係る経費』に該当する経費規定であり、会派共用費の概算払支出の実態は本件条例規定の政務活動費を充当することができない経費となるから、本件条例規定とした会派共用費規定は無効である（事実証明書2、事実証明書3）。

また、本件条例規定とした共通経費は、従前の政務調査費使途基準表の「その他の経費」項目の内容に例示規定されていた費用であるゆえに、共通経費として議長提出した書類で政務調査費の経費と分かるから、政務活動に要する経費である本件条例規定の項目の内容規定経費ではなく、本件条例規定とした共通経費規定も無効である（事実証明書2、事実証明書3、事実証明書16）。

公金である令和6年度政務活動費の経費支出は、政務活動費交付を受けた交付会計年度の翌年である令和7年4月30日までに作成した収支報告書とともに当該支出に係る事実を証する書類を議長提出する必要があるゆえに、本件条例第10条第1項規定の収支報告書と共に議長提出する『政務活動費に係る会計帳簿』に記載する経費は本件条例第13条で規定している本件条例『第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額』であると分かる支出に係る事実を証する書類が必要である。

政務活動に要する経費支出であると分かる書類を議長提出しない支出は、『使途不明の支出に係る経費』支出であるゆえに、本件条例第8条規定経費支出ではない本件手引き記載費用支出の実態は政務活動費には使われていないから、本件条例第13条規定の『控除』をすべき令和6年度政務活動費であり、当該政務活動費は不当利得政務活動費である。

しかし、市長は当該不当利得政務活動費の返還を命じていない。

3 本件手引き記載費用は政務調査費の経費

本件手引きは、平成24年法改正前の「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成したものであるゆえに、政務調査費使途基準表の項目の内容の例示経費を「政務活動費を充てることができる経費の具体例」として「(主な例)」・「その他の例」を定めているから、本件手引き記載費用は本件条例第8条第2項別表の項目の内容規定経費ではなく、政務活動に要する経費ではない（事実証明書2、事実証明書3）。

本件手引きの「はじめに」と題する第4文の文章は、下記のとおり、本件条例を作成した平成24年の金沢市議会が大きな間違いをしていた記録である（事実証明書3）。

「はじめに」の第4文は、「今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかつたため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。」との記載であり、その実態は下記のとおりである（同）。

- ❶ 金沢市議会は、平成24年法「一部法改正を受け、」本件条例「を制定」する時点で「法制執務の」指摘を受けて、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行「規則別表の各項目に記載してあった例示」経費を本件「条例別表に表記」「できなかつた」こと、すなわち、政務調査費の経費をそのまま本件条例に規定できなかったこと。
- ❷ 法制執務は、政務調査費使途基準表の項目の内容の例示経費は政務調査費の経費であるゆえに、本件条例規定の政務活動に要する経費ではないと指摘したこと。
- ❸ 「実際の執行」の実態は、政務調査費使途基準表の項目の内容の例示経費を本件「手引きで表していく」としたゆえに、本件手引き記載費用に政務活動費を充当する本件手引き運用支出を政務活動に要する経費支

出と偽ることになったこと。

『政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない』と規定した平成24年法改正後に、本件手引き記載費用に政務活動費を充当するとしたことは法第100条第14項規定違反であり、本件手引きの当該定めは無効である。

本件手引きで定めている費用は、本件条例第8条第2項別表規定の政務活動に要する経費の項目の内容規定経費ではないゆえに、本件手引き記載費用に政務活動費を充当する本件手引き運用支出は本件条例第8条第2項別表規定違反である。

本件手引きで定める費用を「支出」として政務活動費出納簿記載の充当政務活動費は、本件手引きの（主な経費）・その他の経費記載費用に政務活動費を充当することができる経費とする定めであるゆえに、当該「支出」は本件条例規定の政務活動に要する経費の支出ではないから、令和6年度政務活動費出納簿記載支出は本件条例第13条規定の『政務活動費に係る支出』ではない（事実証明書2、事実証明書3）。

本件条例第8条第2項別表備考2規定の『使途不明の支出に係る経費』は、『政務活動費を充てることができない経費』であるゆえに、当該支出は本件条例の『政務活動に要する経費』支出ではなく、本件手引き記載費用支出であるから、当該費用に政務活動費を充当した当該政務活動費は不当利得政務活動費で、市長は返還を命ずることができる（事実証明書2）。

4 金沢市議会議員の支出は本件手引き運用支出

金沢市議会は、平成24年法改正後、政務活動費交付条例である本件条例の例示規定することはできないと法制執務から指摘を受けたゆえに、条例で定めなければならない政務活動費の具体的な経費であると偽り、政務調査費使途基準表の項目の内容規定として定められていた例示経費を政務活動に要する経費とする目的で、政務調査費の項目の内容の例示経費を本件手引き費用にすることによって、当該費用に政務活動費を充当する本件手引き運用支出とする定めであり、当該定めを根拠として、金沢市議会議員は本件手引きの（主な例）・その他の例、会派共用費の※2記載の「概算払」及び共通経費の（例）記載の費用に政務活動費を充当しているものであるから、本件手引き記載費用支出は本件条例の政務活動に要する経費の項目の内容規定経費の支出ではない（事実証明書2、事実証明書3）。

自ら請求し交付を受けた政務活動費の収入額の総額を超える支出総額であると収支報告書に記載している金沢市議会議員は、本件手引き記載費用に政務活動費を充当した本件手引き運用支出をした証拠であるゆえに、本件手引き記載費用に政務活動費を充当している議員であるから、政務活動に要する経費である本件条例規定の別表の項目の内容規定経費に政務活動費を充当したものではなく、当該議員は当該政務活動費を不当利得している。

令和6年度政務活動費収支報告書を調べてみると、交付された政務活動費の収入総額を超える支出総額を記載している議員は下記の10議員である（以下「本件各議員」という。）（事実証明書4～事実証明書13）。

玉野道議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は249万7668円と記載している（事実証明書4）。

野本正人議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は219万5236円と記載している（事実証明書5）。

森一敏議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は207万4992円と記載している（事実証明書6）。

新谷博範議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は202万6633円と記載している（事実証明書7）。

北幸裁議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は203万7107円と記載している（事実証明書8）。

福田太郎議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は193万7686円と記載している（事実証明書9）。

熊野盛夫議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は198万3848円と記載している（事実証明書10）。

麦田徹議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は197万4232円と記載している（事実証明書11）。

高誠議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は195万9755円と記載している（事実証明書12）。

書12)。

喜多浩一議員は、交付を受けた政務活動費が192万円で、支出金額の総額は192万4090円と記載している（事実証明書13）。

本件各議員の支出は、本件手引き記載費用に政務活動費を充当する本件手引き運用支出をしたゆえに、政務活動に要する経費の支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないから、政務活動費出納簿の支出欄記載経費は政務調査費の経費である。

5 本件各議員の会派共用費及び共通経費支出は不当利得

本件条例規定の会派共用費及び共通経費の経費は、政務活動に要する経費であるゆえに、本件条例規定の政務活動費の経費支出は本件条例第8条第2項別表の項目の内容規定経費支出であるから、当該支出においては政務活動に要する経費の支出であると分かる書類を議長提出することが必要である（事実証明書2）。

政務活動費出納簿に支出として記載した本件手引き記載費用である「会派共用費」項目及び「共通経費」項目の費用は、前記3の第1文で指摘したとおり、本件条例規定の政務活動に要する経費の項目の内容規定経費ではない本件手引き運用支出であるゆえに、本件各議員が議長提出した書類の他に政務活動に要する経費支出であると分かる書類を議長提出することはできず、議長提出していないから、本件各議員が会派共用費支出及び共通経費支出として政務活動費出納簿に記載して充当した政務活動費は目的外支出の違法支出をした証拠である（事実証明書2、事実証明書3）。

会派共用費及び共通経費として政務活動費出納簿に記載した本件各議員の支出の実態は、令和6年度政務活動費を充当したとの記載ではあるものの、政務活動に要する経費支出であると分かる書類を議長提出していないゆえに、本件各議員は当該各支出に政務活動費を充当できる法律上の理由はないから、本件各議員は政務活動費出納簿に支出として記載した会派共用費及び共通経費の金額を不当利得している。

本件各議員の会派共用費及び共通経費の不当利得の金額は、下記のとおりである。

玉野道議員は、令和6年度政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）の「⑩ 会派共用費」の金額欄に12万円、「⑪共通経費」の金額欄に21万262円と記載しているが、政務活動費出納簿（以下「出納簿」という。）4頁に「創生かなざわ共用費精算払戻金返納金」1万907円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は31万9355円である（事実証明書4）。

野本正人議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に39万6693円と記載しているが、出納簿4頁に「会派共用費概算払戻金」696円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は43万5997円である（事実証明書5）。

森一敏議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に11万5000円、「⑪共通経費」の金額欄に8万9936円と記載しているが、出納簿に「会派共用費精算払戻金」を記載していないから、同議員の不当利得の金額は20万4936円である（事実証明書6）。

新谷博範議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に11万7000円、「⑪共通経費」の金額欄に46万5668円と記載しているが、出納簿4頁に「会派共用費精算」5234円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は57万7434円である（事実証明書7）。

北幸哉議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に9万1987円と記載しているが、出納簿4頁に「会派共用費概算払い精算金」695円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は13万1292円である（事実証明書8）。

福田太郎議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に16万2026円と記載しているが、出納簿7頁に「会派共用費概算払戻金」696円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は20万1330円である（事実証明書9）。

熊野盛夫議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に12万円、「⑪共通経費」の金額欄に35万1577円と記載し、出納簿5頁に「会派共用費払戻金」1万906円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は46万671円である（事実証明書10）。

麦田徹議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に51万4095円と記載し、出納簿3頁に「会派共用費返納」696円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は55万3399円である（事実証明書11）。

高誠議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に31万7983円と記載し、

出納簿4頁に「会派共用費返納金」696円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は35万7287円である（事実証明書12）。

喜多浩一議員は、収支報告書の「⑩会派共用費」の金額欄に4万円、「⑪共通経費」の金額欄に55万7506円と記載し、出納簿4頁に「返納額」696円を記載しているから、同議員の不当利得の金額は59万6810円である（事実証明書13）。

6 本件各議員は悪意の受益者

本件各議員は、本件手引き記載費用が法改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の政務調査費使途基準表の項目の内容規定の例示経費であり、その他の経費は上記規則の政務調査費使途基準表の項目の内容規定の例示経費には規定されていなかったが手引きにおいて定められたものであることを知っているゆえに、民法第704条規定の悪意の受益者の不当利得であるから、当該不当利得の金額返還期日に当該不当利得の各金額に民法第404条規定の年3%を加算した金額を加えて返還する必要がある。

7 福田太郎議員の支出

福田太郎議員は、令和6年度政務活動費収支報告書の調査研究費の備考欄に一番多い支出である「タクシー代」と記載していないが、当該報告書の「(注) 備考欄は、主な支出の内訳を記載するものとする」との定めがあるゆえ、同議員が備考欄に「タクシー代」と記載していないことは記載不備であるから、当該報告書は無効である（事実証明書9）。

福田太郎議員の令和6年度政務活動費出納簿の「タクシー代」支出は、1頁の領収書番号47-2番より47-6番までの5支出、2頁の81番より6頁の322番までの242支出の合計247支出もある（同）。

福田太郎議員の調査研究費の支出、広報費の支出、会議費の支出、資料購入費の支出、人件費の「事務員手当」支出、及び、事務所費の支出の問題点は、下記のとおりである。

① 調査研究費の支出

福田太郎議員の政務活動費出納簿には、タクシー代247支出（領収書番号47-2番～47-6番・81番～322番）、年会費8支出（領収書番号2番・28番・33番・37番・39番・42番・65番・68番）、駐車料金2支出（領収書番号30番・376番）、祝賀会会費2支出（領収書番号44番・49番）、懇親会会費（領収書番号29番）、勉強会会費（領収書番号35番）、チケット代（領収書番号46番）、宿泊代（領収書番号47番）、フォーラム参加費（領収書番号51番）、旅費（領収書番号52番）、入場料（領収書番号53番）、食談会費（領収書番号59番）、会費（領収書番号69番）及び片町まつり（領収書番号75番）の各1支出の合計269支出を調査研究費の支出としている（事実証明書9、事実証明書14、事実証明書15）。

タクシー代支出の政務活動費充当額の合計額は46万4530円であり、タクシー代を除く調査研究費の政務活動費充当額36万3070円よりも多額である。

タクシー代支出の問題点は、下記のとおりである。

- ① 本件手引きの調査研究費のその他の例の「・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）」のルーツは、平成20年6月の金沢市議会政務調査費運用の手引き4頁に「政務調査費の支出については、下記のとおり、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の別表に記載してある例示」の「等」の部分として「何が充当できるか」を「その他の例」費用として加えて「使途基準を明確にします。」と記載していた【政務調査費使途基準】の「研究研修費」「項目」の「内容」の例示経費の「等」を「その他の例」としたものであるゆえに、本件手引き記載費用は政務調査費の経費であり、その他の例記載費用は当該規則の例示経費の規定でもなかった費用であるから、政務活動に要する経費とするには無理があること（事実証明書16）。
- ② タクシー代支出では、本件条例規定の調査研究費の項目の内容規定経費支出ではないゆえに、政務活動に要する経費と分かる書類を議長提出できないこと。
- ③ 本件手引きのその他の例の「・タクシー料金」に「利用区間、利用目的を領収書等に明記」との定めであるため、福田太郎議員は利用区間・利用目的を記載しているのであるが、利用区間も利用目的も記載がない本件手引きの定め違反する「帰リ」及び「？」記載のタクシー代支出は10支出（領収書番号84番・87番・93番・95番・96番・103番・105番・114番・149番・153番）あること（事実証明書3、事実証

明書9、事実証明書14)。

なお、昨年の監査請求で金沢市民が非常識であると痛烈に批判していると問題視した深夜帰宅タクシー代の支出は令和6年度も28支出あった。

タクシー代を除く調査研究費は、年会費(領収書番号2番・28番・33番・37番・39番・42番・65番・68番)8支出、駐車料金(領収書番号30番・376番)及び祝賀会会費(領収書番号44番・49番)の各2支出、懇親会会費(領収書番号29番)、勉強会会費(領収書番号35番)、チケット代(領収書番号46番)、宿泊代(領収書番号47番)、フォーラム参加費(領収書番号51番)、旅費(領収書番号52番)、入場料(領収書番号53番)、食談会費(領収書番号59番)、「会費振込料」(領収書番号69番)及び「片町まつり」(領収書番号75番)の各1支出の合計22支出であり、政務活動費は36万3070円を充当した。

駐車料金は本件手引きの調査研究費のその他の例記載の「・駐車料金(利用目的等明記)」の支出の事実を証する書類に利用目的記載がないゆえに本件手引き費用ではないし、旅費は本件条例の政務活動に要する経費の別表の項目の調査研究費の内容規定に「視察」はないゆえに本件条例規定違反の目的外支出であり、『会費振込料』は本件手引きその他の例記載の「・研究会に伴う懇談会に係る経費」と分からない本件条例第8条第2項別表備考2規定の『用途不明の支出に係る経費』であるゆえに政務活動費を充当したことは本件条例規定違反であり、フォーラム参加費、入場料の各費用は本件手引きの調査研究費の(主な支出)その他の例に記載がないゆえに本件手引き費用ではないから、これらの費用の支出は、すべて、本件手引き記載費用の支出でもない(事実証明書2、事実証明書3、事実証明書15)。

② 広報費の支出

広報費支出は、HPF 利用料(領収書番号323-1番乃至323-12番)12支出、ハガキ購入代金(領収書番号40番・50番・57番・60番・61番・63番・64番)7支出、切手シート購入代金(領収書番号67番・375番)及び第一種定形外(規格内)及び第一種定形の定額郵便料金(領収書番号31番・66番)の各2支出の合計23支出であり、政務活動費は22万960円を充当した(事実証明書9、事実証明書17)。

広報費支出の問題点は、本件手引き11頁記載の広報費の費用ではないゆえに、HPF 利用料、ハガキ購入代金、切手シート購入代金及び定額郵便料金の各支出を広報費支出としているものの、いずれの支出も政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないし、本件手引き記載費用でもないゆえに、定額郵便料金支出は、本件条例規定の広報費項目の内容規定経費とは認められず、『用途不明に係る支出』に該当する経費であるゆえに、政務活動費を充当できず、福田太郎議員の広報費支出は、いずれの支出も、本件条例規定の政務活動に要する経費である広報費項目の内容規定経費支出ではないから、同議員の広報費支出の金額は不当利得政務活動費の金額である(事実証明書3、事実証明書9、事実証明書17)。

③ 会議費の支出

会議費支出は、懇親会の参加費(領収書番号32番・34番・36番・38番・48番・72番・74番)7支出、総会会費(領収書番号41番・43番)2支出、納涼会費(領収書番号45番)、交流会会費(領収書番号54番)、新年会会費(領収書番号70番)、交換会会費(領収書番号73番)の各1支出の合計13支出であり、政務活動費は7万4000円を充当した(事実証明書9、事実証明書18)。

会議費支出の問題点は下記のとおりである。

- ① 福田太郎議員の「参加費」支出は、本件手引き12頁の(主な例)記載「参加費」の支出であるゆえに、本件条例規定の『政務活動に要する経費』の内容規定経費支出であると分かる事実を証する書類を議長提出していないから、当該各支出は本件手引き記載費用に政務活動費を充当した本件手引き運用支出であって、同議員は当該各支出で充当した政務活動費を不当利得していること(事実証明書3、事実証明書9、事実証明書18)。
- ② 福田太郎議員は収支報告書の会議費の備考欄に「参加費」と記載しているが、同議員の参加費は、懇親会等が主目的であると分かる書類を議長提出した支出であるゆえに、いずれの支出も、本件手引き12頁の会議費のその他の例記載費用の「・会議に伴う懇談会の会費」ではないし、懇親会・総会・ビアパーティー・交流会・新年会・賀詞交換会のための支出であるから、当該各支出は本件手引き記載費用の支出でもないこと(同、同、同)。

よって、福田太郎議員の会議費支出は、本件条例規定の参加費支出ではないゆえに、同議員の不当利得であ

るから、同議員が充当した政務活動費は不当利得政務活動費である。

④ 資料購入費の支出

資料購入費支出は、北國新聞朝夕刊セット（領収書番号3番～14番）12支出及び「現代美術展80回の軌跡」購入代金（領収書番号62番）1支出の合計13支出であり、政務活動費は7万800円を充当した（事実証明書19）。

資料購入費支出の問題点は、下記のとおりである。

- ① 福田太郎議員の「北國新聞朝夕刊セット」支出は、本件手引き13頁の資料購入費の（主な例）記載の「新聞雑誌購読料」であるゆえに、同議員は政務活動に要する経費であると分かる書類を議長提出できず、当該支出は同議員の本件手引き運用支出であるから、本件条例規定の資料購入費支出ではないこと（事実証明書19）。
- ② 「現代美術展80回の軌跡」購入費支出に係る事実を証する書類として同議員が議長提出した「No. 62」は、但し書に「現代美術展80回の軌跡一冊」との記載がある受取人黒塗りの16500円受領の書面であるが、当該書面は本件条例規定の政務活動に要する経費支出であると分かる事実を証する書類ではないこと（同）。

よって、福田太郎議員の資料購入費支出は、本件条例規定の支出ではないゆえに、本件条例規定の資料購入費支出ではなく、同議員の不当利得であるから、同議員が充当した政務活動費は不当利得政務活動費である。

⑤ 人件費の「事務員手当」支出

人件費の支出は、事務員手当（領収書番号378番～389番）の12支出であり、政務活動費は41万2000円を充当した（事実証明書9）。

人件費支出の問題点は、本件手引き13頁の人件費の（主な例）で定める「手当」であるゆえに、福田太郎議員が議長提出した同14頁の※1記載の「職員雇用台帳（附属様式5）」及び「業務日誌（附属様式6）」だけでは同議員の政務活動補助職員雇用経費支出であるとは分からないし、「業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。」とゴシック記載の定めがあるにもかかわらず、同議員の記載はどのような政務活動であるか分からない抽象的な「資料整理・PC業務」等の記載であり、本件手引きの定めに違反する記載であるから、本件手引き記載費用の人件費でもない（事実証明書3、事実証明書20）。

よって、福田太郎議員の「事務員手当」支出は、本件条例規定の人件費の内容規定経費支出ではないし、本件手引き記載費用の人件費支出でもないゆえに、同議員の人件費支出は不当利得政務活動費である。

⑥ 事務所費の支出

事務所費の支出は、ダスキンへの支出（領収書番号15番～27番）13支出、電気料金（領収書番号325番～336番）12支出、固定電話料金（領収書番号337番～341番）5支出、ラベル・インクリボン購入代金（領収書番号56番）、事務用品購入代金（領収書番号71番）、テレビ利用料（領収書番号355番）及びネームラベル購入代金（領収書番号377番）の各1支出の合計34支出であり、政務活動費は13万300円を充当した（事実証明書9、事実証明書21）。

事務所費支出の問題点は、下記のとおりである。

- ① ダスキンへの支出、電気料金、固定電話料金及びテレビ利用料は、支出証拠書類の記載にて福田太郎議員の自宅で使用している費用であると分かるゆえに、同議員の私的な経費支出であって、政務活動に要する経費の支出ではないから、当該各支出として充当した政務活動費は不当利得であること（事実証明書3、事実証明書21）。
- ② ラベル・インクリボン、事務用品及びネームラベルの購入代金は、本件手引きその他の例記載の「・その他の雑費（事務用品、消耗品等）」であるゆえに、同議員は当該各支出が政務活動に要する経費であると分かる証拠書類を議長提出していないから、『議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費』支出ではなく、当該各支出に充当した政務活動費は不当利得であること（同、同）。

よって、福田太郎議員の事務所費支出は、本件条例規定の事務所費の内容規定経費支出ではないし、同議員は法律上の理由がない費用に政務活動費を充当したゆえに、同議員の人件費支出は不当利得政務活動費である。

福田太郎議員の収支報告書記載の支出は、交付額を超える金額の支出額であるゆえに、本件条例規定の政務活動に要する経費ではない本件手引き記載費用の本件手引き運用支出が含まれており、上記2及び上記3で指摘したとおり、「11会派共用費」及び「12共通経費」の支出については、本件条例規定の政務活動費の経費支出ではない支出であるから、同議員の支出は、すべて、不当利得政務活動費であり、交付額を超えるため、同議員の不当利得額は令和6年度交付額の192万円である。

- 8 請求人は、金沢市監査委員に対し、令和6年度に本件各議員自らが請求して政務活動費の交付を受けた政務活動費を本件手引き記載費用に政務活動費を充当したゆえに、本件各議員が本件条例及び本件手引きを知りながら充当した政務活動費は民法第704条規定の悪意の受益者の不当利得政務活動費であるが当該各不当利得政務活動費を市長は本件各議員に返還請求していないから、福田太郎議員に対し192万円の金額、喜多浩一議員に対し59万6810円の内額、新谷博範議員に対し57万7434円の内額、麦田徹議員に対し55万3399円の内額、熊野盛夫議員に対し46万671円の内額、野本正人議員に対し43万5997円の内額、高誠議員に対し35万7287円の内額、玉野道議員に対し31万9355円の内額、森一敏議員に対し20万4936円の内額及び北幸裁議員に対し13万1292円の内額、並びに、当該各金額に令和7年5月1日から返還期日までの民法所定の年3%の割合による遅延損害金を加えて支払うように、市長が各議員に請求することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木則夫

第3 事実証明書

- 1 第百八十回国会 衆議院 総務委員会議録 第十五号
- 2 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 3 金沢市議会政務活動費運用の手引き 22頁以降は省略
- 4 玉野道議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 5 野本正人議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 6 森一敏議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 7 新谷博範議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 8 北幸裁議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 9 福田太郎議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 10 熊野盛夫議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 11 麦田徹議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 12 高誠議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 13 喜多浩一議員の令和6年度の政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿
- 14 福田太郎議員の政務活動費出納簿の調査研究費のタクシー代支出を証する書類
- 15 福田太郎議員の政務活動費出納簿の調査研究費のタクシー代支出を除く支出書類
- 16 金沢市議会政務調査費運用の手引き 平成20年6月 4頁～7頁
- 17 福田太郎議員の政務活動費出納簿の広報費支出に係る事実を証する書類
- 18 福田太郎議員の政務活動費出納簿の会議費支出に係る事実を証する書類
- 19 福田太郎議員の政務活動費出納簿の資料購入費支出に係る事実を証する書類
- 20 福田太郎議員の政務活動費出納簿の人件費支出に係る事実を証する書類
- 21 福田太郎議員の政務活動費出納簿の事務所費支出に係る事実を証する書類

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

- 1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き（具体的事例）
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。） ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 （町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等） ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費 （事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代） ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 用途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

	項目	注意事項
1	日付	領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。
2	あて名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可
3	発行者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金額	支出した金額が記載してあること。
5	但書き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可
6	印紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し（クレジットカードの明細の写し）	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別用途基準

1 調査研究費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等

その他の例

- ・施設入館料
- ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費
領収書の金額を按分する必要がある場合は、
[燃料費＝単価（円/ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km/ℓ）]
で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。
この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。
- ・タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記）
- ・駐車料金（利用目的等を明記）
ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。
- ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）
- ・海外旅費
- ・研究会の会場費、講師料金、お茶代
- ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）
- ・研究会への参加費、出席者負担金
- ・研究会に伴う懇談会に係る経費

※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。

※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。

※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。

なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。

→ 第4章 2（6）海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。

※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。

それ以外は資料購入費で計上してください。

2 広報費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

- ・広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ホームページ作成料・管理費用
- ・広報紙等発送費用（文書通信費を除く）

- ※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2(2)広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。
- ※2 印刷費は製本費用も含まれます。
- ※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、広報紙等作成報告書(附属様式4)の添付が必要です。

3 会議費

【条例、規則】

- 条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等

その他の例

- ・機材借上費(プレゼンテーション用パソコン借り上げ等)、お茶代

- ・遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費

領収書の金額を按分する必要がある場合は、

(燃料費(=単価(円/1)×走行距離(km)÷燃費(km/1))で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。)

- ・駐車料金(利用目的等を明記)
- ・タクシー料金(利用区間、利用目的を明記)
- ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記)
- ・会議に伴う懇談会に係る会費

4 資料購入費

【条例、規則】

- 条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等

その他の例

- ・団体等有償で頒布する資料
- ・複写が許可されている著作物のコピー代

※1 新聞購読料では一般紙、機関紙などが購読できますが、スポーツ新聞は認められません。また、議員が所属する政党の機関紙は購読できません。

※2 書籍や雑誌(以下「書籍等」といいます。)の購入費の領収書には、ただし書に書籍等の名称の明記が必要です。レシートなどで書籍等の名称が明記されていない場合は、名称を補記の上、表紙の写し又は書籍スリッパを添付してください。

5 人件費

【条例、規則】

- 条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・給料、手当、賃金等

その他の例

- ・交通費

※1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。

※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。

※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めません。

※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。

※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。

6 事務所費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等

その他の例

- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・テレビ受信料、インターネット料金等
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他の雑費（事務用品、消耗品等）

※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

※2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1/2までとします。

※3 兼用の事務所については、第4章2(3)②事務所経費の按分方針等参照

※4 事務機器等（コピー機を除く）の賃借料、リース代についても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万円を上限とします。

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

- (ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。
- (イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- (ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式7）の添付が必要です。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

なお、事務所内における政務活動と他の活動を明確に区分し、明らかにすることには、困難な面があることから、事務所経費への政務活動費の充当限度額は1/2までとします。

[事務所を住居等と共有する場合]

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				
	光熱費	通信費	上下水道代	賃借料	事務用品等
政務活動専用事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所＋ 住居等	1/3	1/3	—	—	1/3
政務活動事務所＋ 政治団体事務所＋住居等	1/3	1/3	—	—	1/3

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務用品等：事務用品、来客用茶菓子代、その他消耗品代等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{〔政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)〕}} \times \frac{\text{事務所部分面積 (m\textsubscript{i})}}{\text{全体面積 (m\textsubscript{t})}}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%) + 日常生活用務 (E\%)}}$$

7 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

(主な例)

・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。

※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

8 共通経費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。

・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。

・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。

(維持管理費を含む)

・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。

・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

令和8年(2026年)3月5日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄